

第三章 日高の古代

第一節 気多郡と氣多郷

文 献 何かを知ろうとした時に、それに役立つものが、文字で書いてあつたり、印刷されておれば、それは立派な文献だ。一般に古代の文献というものは、ヤマト政権が確立してから作られたものだから、ヤマト政権の立場のみが強調されているし、またその時、資料ともなった、地方豪族の伝承や家系なども、ヤマト政権との強い結びつきを表明しようとするあまりに、ことさら迎合的に作り変えたりしているから、そのままうのみにできないこともある。そうはいうものの、古代の資料、文献というものは、そう多く残っていない。ましてや、但馬に関してのまとまった古代の記述、日高の地についてのけざやかな古代の文献といったものは、その数が少くて、曉天に星を探すような状態だ。

古代の史料がもつ、この制約性を念頭におきつつ、まず四・五世紀、つまり、米作りの技術を知った弥生時代の末期から七世紀、すなわち、古墳時代が終るころまでの、日高の歴史を考えてみよう。そのためには、

まず日高が置かれている「但馬」という国名について触れてみよう。

『日本書紀』や『古事記』という、日本最古の歴史書によると、随分と古い時代から、「但馬國」が

たじま あつたようすに書いてあるが、大化改新以前に記してある、国々の名前は、大化改新のあとに定まつた国名をさかのぼらせたものが多い。それだから、「但馬」という国名も、ずっと昔から存在していて、そのまま但馬と呼ばれ来つていただうかを吟味しなければならない。すでに、三世紀のころ作られた中国大陸の『魏史』という史書によれば、「投馬」という國の名が記載されている。この「投馬」を少數意見ではあるが、但馬だと考える人もいる。それにしても、それは、恐らく現在の但馬の方域を全般的に示したものではなく、現在の但馬のどこかある小地域を示した言葉かも知れない。さて、日本では、この三世紀の中頃から、このころにかけて、多くの小國家（くに）の統合が進み、五世紀のころまでに、ヤマト朝廷の統一下に組み入れられてしまう。このような但馬の小國家（くに）を記録の上で拾い上げてみると、西方の岸田川水系に二方国造、矢田川水系では但馬海直、竹野川水系の竹野別、円山川の支流出石川水域の天日槍、円山川水系では、上流粟鹿盆地を貫流する磯部川水系の朝来直、円山川の中流部とその支流八木川・大屋川水系の合流部の多遅摩国造、それに円山川とその支流稻葉川水系との合流部の氣多君などの名前が知られる。彼等はそれぞれの地域の核的存在であった。

考古学の所見と文献

他面、考古学の知見によれば、考古学の指標に耐えるような顯著な古墳の营造が見られるのは、まず四世紀の中頃、円山川下流域の出石、豊岡附近であつたが、ついで四世紀の終りごろ、円山川をさかのぼった和田山町を中心とする地域に移り、五世紀にもその景況が続き、却つて出石、豊岡附近には、四世紀ごろの情況がみられなくなつていて。そして六世紀の中頃になつて、古墳群が集中化するのは円山川上流部では和田山町ではなくて、山東町であり、円山川下流部では、豊岡市中筋地区の大師山古墳群を含めた氣多郡だったのである。但馬の他の地域では、五世紀の中頃になつて、やつと目立つような古墳がわずかに出現する程度で、群集墳も岸田川下流に知られるくらいだ。

即ち、考古学の所見を要約すれば、古墳に代表される氏族の勢力の消長は、まず出石川流域にはじまり、ついで円山川上流部へと移り、やがて円山川下流部の日高地方に及んで、奈良時代に続いている。

この考古学の成果を、『日本書紀』や『古事記』に載せる但馬の勢力者の名前と重ね焼きにしてみると、『紀』・『記』の文献に見えるこの但馬所縁の氏族の名前といふものは、考古学が論究した編年の中に、点滅し、位置づけられていることが分る。ということは、円山川流域の中でも、下流のこの日高地方つまり氣多郡は、上流からの勢力に触発されつつ、最後に全但馬の中心的位置を占めるようになった地域だということである。そして、この氣多君と所縁があるのが、日高町の町域ではなかろうか。

氣多という名称 ところで、「氣多」という名称のつくものを拾い上げてみよう。

まず、但馬では、氣多郡があり、氣多神社がある。時代が下ると鎌倉時代には氣多郷の名前も出てくる。氣多という名前でてくるのは但馬だけではない。遠江国山香郡に氣多郷がある。丹後国加佐郡には氣多保がある。能登国羽咋郡一宮村には氣多神社がある。なかなかの大社である。大己貴命一座を祀る神社で、古くよりあらわれ、延喜の制、名神大社に数えられ、伊勢大神宮・下総香取神宮・常陸鹿島神宮・越前氣比神宮と共に、神宮司も置かれたという。富山県射水郡伏木市一ノ宮に鎮座の氣多神社は、その分祀といわれている。

因幡国にも氣多郡があつた。明治二十九年（一八九六）この氣多郡は高草郡と合併して、氣高郡となつてゐる。伝説で有名な因幡の白兎は、この高草郡に關係があるので、洪水に出会つた兎が竹の根にすがりついて、オキの島に流れつき、再び本所に帰ろうとして一計を案じて鰐に、「この島より氣多の崎という所まで、鰐を集めよ」といつたといい、氣多の崎という名前が出てくる。恐らく因幡の国の氣多郡の地崎のことだろう。氣多の島という名は、『出雲國風土記』の出雲郡の条にも出てくる。

人名では、奈良時代末期から、平安時代の初めにかけて、氣多王の名が出てくる。また、氣太命婦、氣多十千代の名も知られる。氣太命婦と氣太十千代とは同一人と考えられ、天平十九年（七四七）十千代八人は、氣太君の姓を賜い十千代は氣多公ともいわれていた。

こうしてみると、氣多の名前が分布しているのは、出雲・因幡・但馬・遠江・能登の五ヶ国に限つてゐる。また能登の氣多神社も、但馬の氣多神社も、祭神は出雲國と濃い関係にある大己貴命だというから、氣多という名を負う氣多氏は、出雲の国から起つて、その一族の播居地に、氣多という名前を残していくとも

考えられはしないだろうか。但馬の氣多郡にも、氣多氏とそのような関係を認めていいだろう。

但馬で氣多郡という名は、明治二十三年（一八九〇）消滅してしまったが、その郡域は、現在の日高町に、豊岡市中筋地区・竹野町椒・三原地区を加えた広大なものだった。この地域はほとんどの稲葉川の集水区域でその稲葉川は大岡・神鍋・蘇武・妙見の各山の水を集めて円山川に合するが、合流点で大きな冲積平野を形成している。ここから、円山川はその支流、出石川と共に蛇行しつつ、更に広大な豊岡平野を形成する。氣多氏の勢力圏は、このような所に打ち立てられていたし、わが日高町の町域は、丁度この氣多氏の小国家（くに）の区域とほぼ完全に一致しているのである。

氣多郡と天日槍

『播磨風土記』という本は、八世紀の初めごろまでに成立している古い本だ。この中に但馬の郡名が三つ載っている。「阿相（あさぐ）の郡」—朝来郡、「夜夫（やぶ）の郡」—養父郡、それに「氣多の郡」である。氣多郡に関係した所を読み下してみよう。

「御方（みかた）の里、土は下の上なり。御形（みかた）と號（なま）くる所以は、葦原志許平命と天日槍と、黒土の志尔嵩（しにたけ）に到りまして、各黒葛（まづらき）三条（さんじょう）を以て、足に着けて投げたまひき。余の時、葦原志許平命の黒葛、一条は但馬の氣多（こほり）郡に落ち、一條は夜夫（やぶ）の郡に落ち、一條は此の村に落ちき。故、三条（さんじょう）と曰（い）ふ」と。

円山川下流域の豊岡平野の開拓神だと信じられている天日槍が、播磨の國土神、葦原の志許乎—伊和大神と土地争いを行い、誓いの行事として、空高く目がけて射た矢の一本が氣多郡に落ちたと記してある。

天日槍は、日本の正史にも記載されている古代史上の人物で、もとは新羅の國の王子、日本に帰來した人



写真37 鷹貫神社（竹貫）

勢力との接觸、連携の下において生きているのである。

氣多郡の八郷

この氣多郡は、『和名抄』によると、太多・三方・樂前・高田・日置・高生・狭沼・賀陽の八郷で構成している。「郷」というのは、律令制時代の地方行政区画の最末端単位だ。戸で一郷を構成している。ところが、東大寺の文書によると、天平宝字六年（七六二）に、氣多郡余部郷戸

だ。出石町宮内の出石神社の祭神である。天日槍についての説話が濃厚に残っているのは、出石川水系の出石町と但東町及び、和田山町の糸井谷の地域のみで、円山川の本流水系は関係していない。鷹貫神社（日高町竹貫）の祭神は不詳である。菅原大明神・稻荷大明神・牛頭天王を併祀しているという。天日槍の系譜をたぐると葛城高額比売（かつらぎのたかぬかのひめ）の名がある。鷹貫（たかぬき）という言葉を、この高額（たかぬか）という言葉に関連があるものと見て、鷹貫神社の祭神を高額姫に比定し、天日槍の勢力が、この氣多郡の平野部にも及んでいたとする説もあるが、これは強弁であろう。円山川水系に沿う、朝来・養父・氣多の三郡は、播磨の国との関連に於てこそ語られもしているが、天日槍とは無関係だ。氣多郡の名前は、円山川上流部、和田山地方に展開した氏族の

主私部意嶋の名前が出てくる。『和名抄』には余部郷の事が見えないから、他の郷名に転化したものか、隣接の郷に合併したものか、今では知る手だてのない郷である。

ところが、鎌倉時代に出来た『但馬国太田文』によると、氣多郡は、高生郷・日置郷・高田郷・氣多郷・狭沼郷・八代郷・下賀陽郷の七郷構成だ。下賀陽郷があるなら、これと対比的な上賀陽郷があつていい筈だが、或は加陽郷のことを下加陽郷に代表させているのかも知れない。この点を確認することは出来ないが、鎌倉時代には、氣多郡に七つの郷名がなお伝承していたことは確かだ。しかし、この郷名にも、出はいりがある。即ち『但馬国太田文』によると、太多・三方・樂前の郷名が消えて、狭沼郷は狭治郷と郷名が変化している外に、新たに氣多郷と八代郷の名前が付け加っている。この新しい郷は、律令国家が制定した「郷」ではなくて、あとでもふれるように、農村の中から自然発生的に生まれたものだ。そして狭治郷というのは、第五章第二節沼田願西と氣多郷の項でふれるように明瞭に狭沼郷を書き誤ったものである。

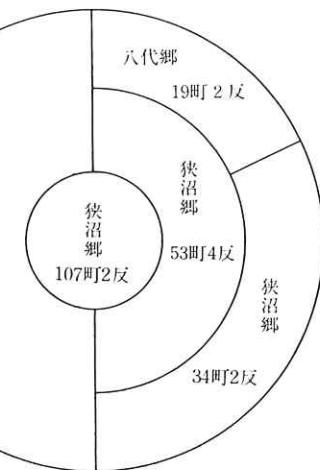


図23 狹沼郷の変遷図

さて、『但馬国太田文』によると八代郷の田積は十九町二反で、狭沼郷の田積は三十四町二反だ。両者を合計すると、五十三町四反になる。これは、八代莊の、田積五十三

町八反とよく似通っているから、初め狭沼郷は百七町の大きな田積であったのが折半されて、八代莊が成立し、残った半分の狭沼郷の中から $\frac{1}{3}$ の田積に当る八代郷が成立したものらしい。狭沼郷は、分割された上に、更に分割を受けている。『和名抄』をよく見ると、例えば養父郡養父郷の如く、但馬八郡の中で七郡までが、郡名と郷名とが一致しているのに、氣多郡に限って、氣多郷がない。それなのに『但馬国太田文』には突如として、氣多郷の名が見え、それも百十一町歩の地積の中、 $\frac{1}{4}$ に当る二十八町歩の上郷と、 $\frac{3}{4}$ に当る七十三町歩の下郷に分割している。なぜこうなったのか、そのわけは分らない。

また、太多・三方・樂前という郷名が消滅したというものの、『但馬国太田文』には、代って太多莊、三方莊という莊名が出ているから、これはそれぞれの郷の全域が莊園化したものと考えれば、あながちに郷の消滅とはいいけれまい。

氣多郡八郷の現地比定

では、この氣多郡の八郷は、どのように区画されたことであろうか。

- ①太多郷 『和名抄』には、読み方が記してないが、タダと読むべきであろう。清滝地区には太田という部落があるて、タダといつてはいる。『但馬考』によると十戸・比垣・漆垣・山ノ宮・石井・太多・柄本・東河内・水口・稻葉・萬劫・山田・萬場・名色・栗栖野・庄境・久田谷・田ノ口・羽尻の地域だという。
- ②三方郷 『和名抄』は「三加太」—ミカタと訓じてはいる。『但馬考』では、芝・安良川（荒川）・猪子垣・広井・殿村・栗山・觀音寺・森山・知見・三所の地だという。
- ③樂前郷 『和名抄』は「佐々乃久万」—ササノクマと訓じてはいる。『但馬考』は、伊府・篠垣・佐田・野村

・伊原に比定している。

- ④高田郷 『和名抄』は、「多加多」—タカタと訓じている。『但馬考』は、夏栗・久斗・祢布・石立・国分寺・水上の地域としている。『続日本紀』延暦二十三年（八〇四）正月の条に、「高田郷」の名前が出てくる。
- ⑤日置郷 『和名抄』は「比於岐」—ヒヨキと訓じ、同名の日置神社は、延喜式神名帳に所収されている。『但馬考』は日置・多田谷・伊福・上郷・中郷の地域としている。この中、豊岡市域に中郷が属している。



図24 気多郡郷域図（『但馬考』による）

表12 気多郡郷域表（『但馬考』による）

養父郡	氣 多 郡									
	太 多 郷	三 方 郷	樂 前 郷	伊 府 郷	高 生 郷	日 置 郷	高 田 郷	樂 前 郷	伊 府 郷	太 多 郷
浅間郷	東十戸・比垣・漆垣・山宮・石井・太田・柄本・栗栖野・庄境・久田谷・田ノ口・萬場・羽尻	芝・安良川・荒川・栗山・觀音寺・森山・猪子垣・知見・三所・広井・殿村	伊府・篠垣・佐田・野村・伊原	夏栗・久斗・祢布・石立・國分寺・水上	地下・岩中・宵田・江原	日置・多田谷・伊福・上郷・中郷	伊府・篠垣・佐田・野村・伊原	伊府・篠垣・佐田・野村・伊原	東十戸・比垣・漆垣・山宮・石井・太田・柄本・栗栖野・庄境・久田谷・田ノ口・萬場・羽尻	東十戸・比垣・漆垣・山宮・石井・太田・柄本・栗栖野・庄境・久田谷・田ノ口・萬場・羽尻
余部郷	(不明)	佐野・上石・竹貫・藤井・奈佐路・谷・八代中	村・猪爪・奥八代・河江・椒・三原	引野・土淵・加陽・八社宮・伏・清冷寺	山本・松岡・土居・手辺・國府市場・堀・野々	庄・池・芝・上石	庄・池・芝・上石	庄・池・芝・上石	庄・池・芝・上石	庄・池・芝・上石
	浅倉・赤崎（旧宿南村・伊佐村）									

⑥高生郷 『和名抄』は、「多加布」—タカフと訓じ、延喜式神名帳にのる高負神社は、この郷名を負うた神社かと考えられ、『但馬考』は地下・岩中・宵田・江原の地域としている。しかし、第六章第一節大岡山四周の有力農民の項でもふれる如く、正平十八年（一三六三）の『大岡寺文書』によると、日置郷南方の地頭に荏原範連という人名が見える。荏原は「えばら」で、現在の江原の地を指し、この「えばら」という地に居住していた人が、荏原範連と呼ばれていることからすると、ひょっとすると、江原は、高生郷の域内ではなくて、日置郷の域内の地かも知れない。

⑦狭沼郷 『和名抄』は「佐乃」または「左乃」—サノと訓じている。『但馬考』は、佐野・上石・竹貫・藤井・奈佐路・谷・八代中村・猪爪・奥八代・河江・椒・三原の地域だとしている。この中、椒、三原は現在竹野町に、又佐野は豊岡市に編入している。

⑧加陽郷 『和名抄』は「加也」—カヤと訓じている。『但馬考』は、引野・土淵・加陽・八社宮・伏・清冷寺の地域としている。現在、すべて豊岡市域に編入している。

⑨余部郷 現在その位置は全く分らない。『和名抄』には記載されず、前にふれた如く、氣多郡余部郷戸主私部意嶋とあることから、その存在が知られるだけだ。余部というのは、律令制度の村落制度では、五十戸を一郷とし、それを越えた余戸が十戸以上なら、別に一郷を作り、十戸未満の時は、隣の大きな村に編入せよとのたてまえであったが、実際には、いくつかある自然村落をまとめて見たり、ある場合は分割したりして、一郷を形成することは不可能であつたようで、余部が設置されたのは、よほどの僻地か、特別の村落だったらしい。このような意味を持つ、余部郷が、氣多郡の中に設定されていた訳だ。

また、浅倉、赤崎は昭和三十年宿南村から分村して、日高町に合併したもので、もともとは養父郡浅間郷に属するものだった。

以上が『但馬考』の所説に従つた郷域の説明であるが、一見したところ、すんなりと氣多郡を八郷に分割しているようだが、詳細に見れば、前頁の図24の如く所属不明の空白地帯を指摘することができる。

幻の高田郷の郷域 それは誰でも、直ちに気がつくことだが、日高町の町域の中、山本・松岡・土居・手辺・国府市場・堀・野々庄・池上・芝・上石の十部落の地域については、『但馬考』も、氣多郡の八郷のどの郷の地域とも、はつきり言い切つていよいよ、所属不明の地域となつてゐる。所がこの地域には、国府市場のように、但馬の国府に關係ありそうな地名が残つてゐるから、この地域を国府と關係づける意見が強い。それで、国府が設置されたために、郷名が忘れられてしまつたものか、それとも国府の所在地には、行政上の特別措置として郷を設置しなかつたものか、という問題にぶつかつてくる。この解答は自明で簡単そうにみえるが、なかなか厄介だ。但馬の国府は、延暦二十三年（八〇四）高田郷に移転して來ている。ならば、国府は高田郷の中にあるべき筈だ。その高田郷は、『但馬考』によれば、夏栗・久斗・袴布・石立・国分寺・水上という山沿いの地帶だ。この地域には、国府についての伝承がない。却つて円山川左岸の地域の方が濃厚だ。それで、円山川沿いの地帶も、高田郷に包括される区域だと仮定して見れば、高田郷は、夏栗から東は円山川岸に至る広大な平野を帶状に占めることとなる。このような高田郷の郷域といふものを、地形図の上でたどつてみると、東方へ末広がり状の湾曲をなしてゐる。このような行政

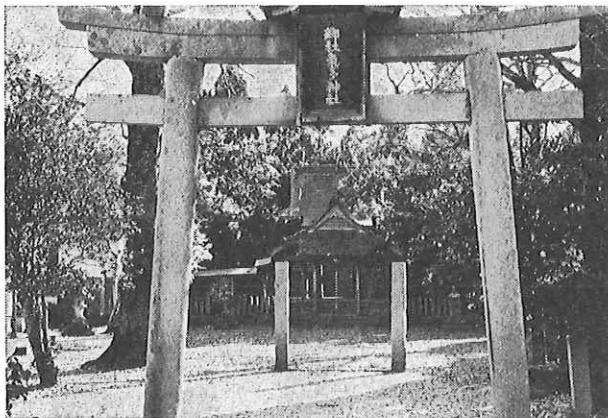


写真38 気多神社(上郷)

区は、現代的な視点に立つと無理なような構成だ。では『但馬考』が、高田郷は夏栗から水上にわたる間の山沿い地帯だと考えたのが、そもそももの間違いのもとなのだろうか。国府が高田郷に移転したという記録があり、且つ円山川左岸沿いの地帯に、国府に關係あるらしい地名があることなどを勘案すると、却って、山本・松岡・土居・手辺・国府市場・堀・野々庄・池上・芝・上石の地域こそ、高田郷の地とすれば、つじつまがあうように見えるし、山ぞいの夏栗から水上に至る地域を高田郷としないで、むしろ日置郷か高生郷の所属とした方がいいようにみえる。『但馬考』が設定した郷域には不備があるようみえる。この点をどのように解したらいいことだろうか。

さて、但馬八郡の中、七郡までが、郡名と一致した郷名を持つてゐる。気多郡に限つて気多郷がない。にもかかわらず、鎌倉時代になると突如として『但馬国太田文』に気多郷の名前が出てくる。そして、この気多郷の中、下郷に惣社関係の所領が記載してある。現在、上郷金掘に鎮座している氣多神社が、惣社だといい、この地を『但馬考』は日置郷の郷域内だと比定している

る。しかし、口伝によると、氣多神社は、古くからここに鎮座していたのではなく、移転して来たものだと
いうが、では、もとの場所はといえば分明していない。とはいえ、江戸時代の資料によると、日置莊上郷に
鎮座ということになっているから、何といっても、上郷の地域に氣多神社は古くから鎮座していて、それも
惣社として崇められ来っている事は事実だ。こうしてみると、『但馬國太田文』が、記載する惣社は、この上
郷の氣多神社のこと見ていいだろうし、この氣多神社の鎮座している所が、鎌倉時代、氣多の下郷と呼ば
れる地域でもあったわけだ。

いずれにしても、氣多郡の郡名と所縁あるらしくみえる「氣多」の名が、鎌倉時代に郷名として採用さ
れ、その地域が、現在の上郷地区に関係あるらしく見えることは注目されねばならない。恐らく、氣多の故
地は上郷を含む四周の地域だと断定したい。平安時代の中頃の歌集『金葉和歌集』の詞書の中に、「氣多川」
という名前が出てくる。それも、この上郷地域を流れる円山川を指した言葉であろう。

もともと、『但馬考』の所説をまつまでもなく、上郷の地は、江戸時代には日置莊内だともいわれているか
ら、古くより日置郷の郷域とも考えられていた所だろうが、こうして見ると、上郷の地域を日置郷の中に編
入しないで、古くからこの地には氣多郷が設定されていたと見ることは無理なことだろうか。

この点についてはなお厄介な問題がつきまとっている。第四章第一節氣多郷の項で再説してみよう。

『律書残篇』の郷数

奈良時代の初めころに出来たと考えられる『律書残篇』によると、但馬国の行政区は
八郡五十八郷だという。他方平安時代の初めのころに出来た『和名抄』によると、それ

は八郡五十七郷だという。平安時代に入つて一郷減少しているものの、實に両者の数字は、よく似通つてゐる。ところが、全国ではこのように、両書の数字がほぼ一致している例は数少く、大きく相違している国の方が多い。但馬は奈良時代から、平安時代にかけての数字が、そうおお狂いしていない。五十戸一郷というのが、当時の行政基準だから、人口が増加すれば、当然新しい郷が設置されねばならない。但馬で目立つような郷数の増減がないということは、この百年間に、顕著な人口異動がなくて、郷の増設や廃止という行政措置を行ふ必要がなく、ひいてこの気多郡でも、郷の新設、停止が行わぬかたことを示してゐるとも考えられる。先に上郷地区を中心とする四周地帯こそ氣多郷の故地だと断定しておいた。ということは、ここに一つの郷が設定されていてもよいような可能性があるということだ。にもかかわらず、『和名抄』には、この郷名が記載されていない。

そこで、こうも考えられはしないだろうか。即ち『律書残篇』と『和名抄』との郷数はほぼ一致しているが、その内容に於ては変動があるものであつて、気多郡が八郷だというのは『和名抄』の数字を盲信しているだけのことで、案外、国郡郷制が施行された当座は、気多郡は九郷か十郷だったかも知れないし、それが『和名抄』に氣多郡八郷として記録された時点で、整理ないしは消滅した郷は、先にもふれた余部郷と案外、この上郷を中心とする四周の地帯、つまり、さきに問題とした松岡、土居から池上にわたる円山川左岸沿いの地帯、いうなれば氣多郷ではなかつただろうか。

この上郷の地域は今でこそ、円山川の右岸部に位置しているが、もとは松岡、土居付近と接続地帯をなしていたのではないか。また国府との関連も、見捨ててはならぬ地域である。

第二節 気多郡の郡司

円山川本流と支流の各水系の集水区域は、実に広大だ。但馬の $\frac{3}{4}$ に相当している。

氣多氏と氣多郡司

律令時代の但馬八郡の中、この円山川水系に關係あるのが五郡。今まで小國家（くに）を形成していた氏族も、ヤマトにおこった皇室の祖先の力が、ぐんと大きくなり、その下に包摶せられてしまうと、ヤマト政権は、この各地の氏族に改めて、国造という称号を与える。但馬の国造の中、あとあとまで有勢だったのは日下部氏だが、国造となつた氏族は、今までのように、その土地の勢力者というのではなく、ヤマト政権から、日本の一郡としての但馬のある地域の政治をとりしきる命令を受けた人だという立場に代つてくる。この但馬国造が承認を受けて行政権を行使していたらしい地域の中、円山川水系に五つの郡が成立しているのは、この区域が五分割されたということだ。いいかえれば、但馬国造の職能はそれだけ取り除かれ、その勢力が縮まって来ている。ヤマト政権は、郡を設置して、古代からの伝統を持つ但馬國造の勢力を削減しようとしているが、郡の司政長官である、郡司に任命されるような人は、一口に言つて、その地方の有力者だったから、逆に言えば、旧来のこの地域的な勢力を再びよみがえらすことだった。上郷に鎮座します氣多神社を奉じるような集団の長は、郡司に任じられてもおかしくないような人だし、この人を仮りに氣多氏とも呼ぶならば、この氣多氏の姿に、さきにもふれた如く、出雲の国から起つて、この地に蟠居した氣多氏と所縁を求めてもいいだろう。しかし、実際には、氣多の郡司の名前は伝承していな

い。却つて、このころ、奈良の朝廷がこの但馬地方に設置した行政機関の役職者の中に、郡司の姿を求めるべならない。

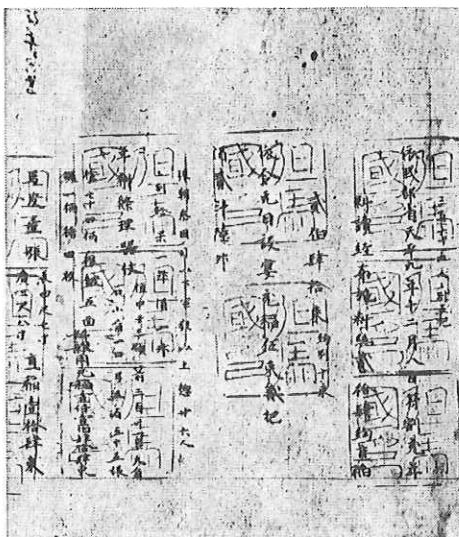


写真39 但馬国正税帳(『正倉院文書』宮内庁蔵)

まず、氣多軍団の職員の中に、郡司級の奉職者を求めてみよう。地方常備軍とともに、ついでいい軍団は、既に七世紀末に設立されていた。軍団は高級将校団に当る軍毅(き)（大毅・小毅・毅）、下級将校団たる校尉・旅師・隊正、下士官たる火長、それに兵士で構成されていた。但馬国にも軍団が設置されていて、天平九年（七三七）の「但馬国正税帳」によれば、この年の新年の拜朝に参加して、米一升と酒一升の支給を受けたのは、国司以下軍毅以上の役人二十六人だった。軍団の高級将校が文官たる国司の間に伍して、腰に直刀をものものしくおびて、元旦の設宴に列している。

またこの、「但馬国正税帳」には、大毅(おじゆく)忍海部廣庭・少毅品治部君大隅の名前が上っている。この年、彼等は、太政官の指令を隣国の因幡国に取り次ぐ使者を勤めている。こうした太政官符を持ち伝える使者は、国府に接近した郡の郡司級の人が任命される

のが通例となっている。国府に接近した郡といえば地元の気多郡の外に、養父・出石・城崎の三郡が考えられる。この意味で、広庭も大隅も、気多郡に關係のあつた人とは積極的には言い切れないが、郡司級の武人だったことは間違いない。この天平九年の元旦の設宴にも参加していたことだろう。

これより約五十年経った延暦三年（七八四）になると、但馬国氣多郡毅外從六位上川人部広井という、いかめしい官職名を持った人の名前が出てくる。

広井はあきらかに気多郡に關係していた人だ。広井はこの年、私物を進めて公用を授けた功によつて、位一級を進められ、外從五位下に任じた。広井は、翌延暦四年（七八五）、川人部姓を改めて高田臣を賜つていることから知られるように、高田郷に所縁の人だったのである。川人部は川で漁業をする集団の民だ。氣多川の漁業権を手中にし、漁業集団の統卒者であると同時に、氣多軍団の幹部将校として頗われ、私財を提供して、位階を手にし、郡司級とも解してよい地位に昇任しているのである。

氣多郡の郡司に、氣多神社を奉ずる氣多氏が積極的に住じられていい要因は内包しつつも、そのことを積極的に関係づける資料は、存在していなかつたが、川人部広井というような郡司級の人は、案外に、この幻の氣多氏と所縁を持つものではなかつたろうか。

川人部^{かわとべ}広井が配属されていた軍団は、氣多団といつた。但馬に設置された軍団の数は不明だが軍団の名称が確実に分かるのが、この氣多団と養父団の二つだけで、広井はこの氣多団の幹部将校だった。



写真40 久斗寸兵主神社（久斗）

軍団の高級将校の定数は、兵數六百人以上千人以下ならば、大毅一、小毅一で、五百人以下の場合は、毅一名という。こうしてみると、大毅忍海部広庭、小毅品治部大隅という名前が見えるから、広庭や大隅が所属したこの奈良時代の但馬の軍団は、少くとも、六百人以上編成の部隊だったろうが、但馬の何処の軍団かということは分らない。氣多軍団については、团毅川人部広井となっているので、平安初期の氣多軍団は五百人以下の小規模編成のものだった事が分る。氣多軍団の屯営場所は分明しない。久斗の兵主神社が武器の神様だと考えられることから、兵主神社と氣多軍団とは、何んらかの関係があつていい筈だと考え、兵主神社の附近に設営されていたのではないかとの説もある。

軍団が設置されれば、当然附属設備として兵器庫が要る。兵器庫のことを兵庫といった。閑広の所に建設し、その地方の刀・甲・弓矢を収納せよと言われていた。広々とした何にも建っていない場所が選定されている。『但馬國正税帳』には桓甲・箭・大角・小角・弓・槍などの兵器修理費用がこまやかに記載してある。破損兵器を修理しては、兵器庫に備蓄していたことだろう。

承和七年（八四〇）五月には、氣多団の兵庫の鼓が、独りでに鳴り出した。そういう不可思議な事件も起きている。軍団の装備定数として鼓（づみ）二、大角（ほらかい）二、小角（つのぶえ）二があげられて

いる。予備として兵庫に格納してあつた鼓が、行鼓の如く鳴り出し、勇しく進軍譜をかなで、四辺の農民を驚かせたのである。

軍団の兵士として出役する農民は、青壯年四人に一人の割りで選抜された。百日に十日の割りで軍団で訓練を受けた。兵士役は、食糧その他自弁であった。だから兵士を出した家は、留守家族で兵士と戸の面倒を見なければならなかつた。中には奈良へ派遣されて、衛士を勤める農民もいた。軍団勤務は、農民にとって大きな負担で、兵士一人出れば、田一枚がつぶれるといわれていた。

氣多郡司と伝馬

あるのがその人で、因幡国に従者一人を連れて、太政官の命令を伝えている。郡司の官制は、大領(かみ)・小領(すけ)・主政(じょう)・主帳(さかん)の四等官となつていて、普通に郡司といわれるは、長官や次官に当る大領・小領だ。小さな郡ならば、単に領を指すのである。主政・主帳は高級事務官僚だ。大領・小領は、郡毎に一人づつ任命されるが、主政、主帳は郡の規模によつて定員が異つてゐる。ここに「氣多郡主帳」と郡司に関係ある職制が、あきらかに記せられている。文書の遞送には、国衙の役人を起用しないで、郡司を指名することがあつた。それも、国衙に近い郡から選ばれるのが例だ。それにつけても氣多郡の郡司がここに起用されていることは、逆にいえば、天平九年の時点で、国衙が氣多郡にあつたことを証拠だるもので、この点については、第七節国分寺と国府の項でふれてみよう。この桑氏連老にしても、さきの忍海部広庭、品治部君大隅にしても、陸路を利用したことだろう。

さて、天武天皇の時代に、畿内七道という広域行政区が設定された。その中、丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見の七ヶ国が、山陰道という行政区に属した。同時にこれらの国々を結ぶ道路が山陰道とも呼ばれていた。当時の幹線道路だ。国司の命を受けた使者は、この道を通って、丹後の国衙や、因幡の国衙に到っていた。この時、使節は駿馬を利用していたことだろう。

この馬を常置している所が駅だ。幹線道路には、三十里に一つの割合で駅家がおかれていた。山陰道では七駅の名前が知られている外、さらに駅名がはつきりしない三駅があった。その中で、気多郡に近い駅家は軽部と養耆と次項でふれる高田だ。軽部は養父神社附近、養耆は八鹿町八木の地だろう。山陰道は、行政的序列でいくと、小路だ。小路の駅家には、駿馬が五疋という定めでもあった。この外に、郡には五疋づつ伝馬が置かれていた。駆馬を補う重要な交通機関だ。その飼育は郡司の責任であり、これを利用する時には、郡衙付近の公民が徵發されていた。氣多郡は、但馬國府の地元だ。それだけに氣多郡の郡司級の人は、公用を帯びて使することが、他の郡司にもまして多かった。氣多郡の郡衙にも、伝馬が常置され、随分と利用されたことだろう。

船所と山陰道

船所は、国衙機構の一つで、舟運に関係した施設だ。但馬にも、船所が設置されていたことが、最近判明して来た。奈良の正倉院に鳥兜の残欠が伝来している。鳥兜は舞楽に使用したもので、これには網代の芯に反故紙を裏張りし、表に緋絨を張った二枚の飾板がついている。この反故紙は、奈良時代の文書を利用したものだったが、その中には四通の但馬国の文書が含まれていた。その一通

の中に、船所の文字が出てくる。

天平勝宝九年（七五七）、但馬の高田駅家の戸主牧田連麻呂の戸口で丸部虫麻呂という人物が、久しく船所に出仕し、既に糧もつき辛苦しているので、然るべき処分を申請している。高田駅家も、この文書で初めて知られる駅家で、養父郡石禾郷の高田の地の駅家であろう。山陰線和田山駅と養父神社との中間点にあり、堀畠谷間地をへて広谷に行く道である。さてこの文書から察するところ、この船所は高田駅家から相当離れた所にあるらしい。それで国衙との関連上から、船所は国府に近い所に設定されたものとすれば、恐らく氣多郡内の円山川沿いの地域であつたろう。船所の存在は、円山川水系が交通、運輸の面で重要な働きをなしていることを示している。山陰道は、国府の所在地である氣多郡を通過しないで、円山川の支流、八木川水系の渓谷を利用して、西部山岳地帯に向っている。では、国府と山陰道はどのようにして連絡していたものだろうか。陸路として養父神社附近から分岐して、但馬国府に至る円山川水系沿いの山陰道の側道の存在も一応考えられるが、案外に、円山川の水運が、交通機関として利用されていた可能性も十分にある。その際には、この船所の舟艇を利用して、因幡方面に向うならば、八木駅家に到着してもよいし、都へ向うならば、養父神社附近か、高田駅家に船を乗りつけても良いわけだ。

氣多郡の郡司級の人が、因幡の国へ使者として派遣される場合も、恐らく、船所はこのように活用されたことだらう。

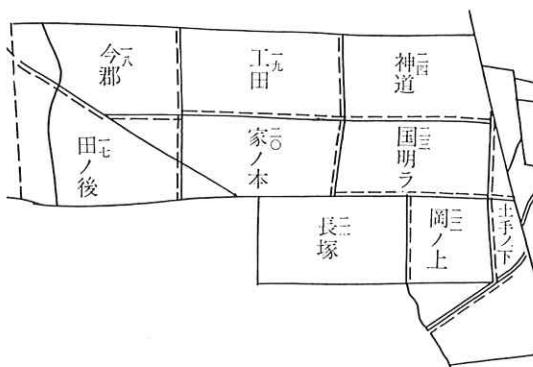


図25 「今郡」のある府市場村字限図

「今郡」という地名 気多郡の郡司級の名前を、すべて拾い上げてみたが、気多郷の地にあって氣多神社を斎く集団と所縁があるような人名は、遂に出てこなかつた。気多氏は氣多郡という郡名に、その名を残して消失している。

さて、郡司が執務する場所は、この頃、郡衙とは言わないで、郡家と呼ばれていた。大字府市場の地内に「今郡」という小字がある。「イマコリ」と呼んでいる。今郡の「今」は古市に対する新市のように、古様に対する今様の今で、平安時代の末頃に特に意識して使われて、新动能野神社といった場合の、新にも通じている。即ち今郡は、古い郡家に代つて設置された新しい郡家を示している。つまり、新しい気多郡の郡家の所在地が、今郡だということだ。さて、家は、私宅を示す言葉だ。郡家というからには、おそらく地方豪族の家が、そのまま役所として活用されていたことだろう。なぜ郡家の移転が行われたものだろうか。「今郡」という地名は、その理由について、何も黙して語ってくれない。

では、郡司は郡家でどのような仕事をしていたのだろうか。気多郡司の場合は、国府の膝元に所在しているだけに、国司は但馬の他の七郡以上に、氣多郡の郡内情勢を良く知っていたことだろうし、逆に氣多郡司は、国衙の情報について、いち早く知り得る立場でもあつた。資料の上では、氣多郡司の行政実績について

は、何一つとして記したもののが残っていない。僅かに、『但馬国正税帳』によつて先にもふれたように、氣多郡の郡司級の人が、政府の指令を隣国に伝達する役を勤めていたことが知られるのみだ。また、長元元年（一〇二八）、朝来郡司が、国司の非法を訴えて上洛した節、農事多端の時期に、其の勤を放棄して參上したのは、宜しくないと叱られていることからすれば、勸農がその大きな職務であり、氣多郡の郡司の任務も、その点に重点を置いた行政指導を行つていたことだろうか。當時法律で規制する郡司の執務要領は、この勸農政策だけでなく、随分と多方面にわたつていた。氣多郡の郡司は、良きにつけ、悪しきにつけ一挙手一投足が、但馬の他の七郡の郡司から注目される立場であつたろう。

第三節 氣多郡と但馬国司

国司と郡司

但馬の國の最高司政長官が国司だ。行政権どころか、警察権・司法権も持つっていた。地方行政組織の上では郡司の上に位して、守（かみ）・介（すけ）・掾（じょう）・目（さかん）の四等官構成となつてゐる。この下に史生（ししょう）もいた。この職員は、奈良の政府が任命した人たちで、但馬人ではない。一握りの人数で、但馬の政治を行なおうとするのだから、随分、但馬の勢力者と妥協がなければ、職務が果されなかつたことだろう。郡司の存在は、国司にとつては、重要な意味を持つ存在となる。わけても、国府の所在地は、この氣多郡である。大げさな表現をすれば、国司にとつては、氣多郡の郡司を、直接に把握するかどうかが、但馬支配のわかれめでもあつたろう。

一般に郡司というものは、伝統的にその土地に居着いた人が任命されていたし、行政のしくみは、国司と農民との間に介在している。国司は農民を直接支配するのではなくて、この郡司を介せねばならない。古くからつちかたその勢力への遠慮があり、妥協があつたことだろう。

さて、国司というものは、役柄からすれば、厚生済民につとめねばならぬ筈だのに、国司は、その制度が出来た直後から、役職を利用して不正を行い、私腹を肥やそうとしてばかりいた。この事が、国司制度の崩壊を招く原因でもあつたし、また自壊するまで続くが、国司がこのようない行いえたわけの一つは、国司と郡司が、べったりと癒着して、ぐるになつて不正を行つたためではなかろうかと思われる。国司は、但馬支配のため、郡司の少々の越権行為を黙認するし、郡司も国司の不正を、やかましく言わなかつたのではないか。それでなければ、但馬を任国とした国司が、あれだけの莫大な財貨を手にする筈がないからだ。だとすると、気多郡の郡司は、さしつづめ国司の背任行為封助者の筆頭ともいいうべき立場だ。第四章第一節正倉炎上の項でふれるような、但馬の正倉の放火事件も出てくるのである。その前に但馬の国司が所持した財力を考察せねばならない。

陽胡史真身の年譜

但馬国司が巨富を持つていた例として、やこのふびとまみ陽胡史真身の場合を考えてみよう。記録の上

では、但馬国司に最初に任じた人は、阿部安麻呂で、靈龜元年（七一五）のことだ。國司制がほぼ形をして来たころの人だ。その後、約三十年近くの間は、但馬国司の名前は判明しない。天平九年（七三七）になつて、やつと新任国司大津連船人の名前が見えてくる。その次に見えるのが、この陽

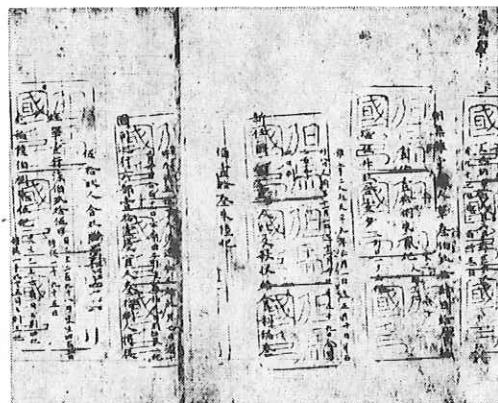


写真41 但馬國正税帳（『正倉院文書』宮内庁蔵）

胡史真身だ。彼は次のような履歴を持つ人だ。

①養老二年（七一八）十二月、養老令の刪定に従う。②養老六年（七二二）二月、養老令選定の功により田四町を賜わる。従六位下。③天平二年（七三〇）三月、弟子二人をとり漢語を伝習。④天平七年（七三五）四月、正六位上より外従五位下に昇叙。⑤天平十年（七三八）、豊後守外従五位下。⑥天平十三年（七四一）四月、巨勢奈氏万呂らと共に摂津、河内の河堤相論を検校す。⑦天平十三年（七四一）八月、但馬守。⑧天平二十年（七四八）二月、外従五位上。⑨天平二十年（七四八）二月、更に従五位下に叙せられ、大仏知識として錢一千貫、牛一頭を献ず。⑩天平勝宝元年（七四九）五月、その子、令珍（従七位上）・令珪（正八位下）・令璆（従八位上）・人麻呂（従八位上）・令珪（正八位下）・令璆（従八位上）・人麻呂（従八位上）四人大仏知識として、各々錢一千貫を献じ、それぞれ外従五位下となる。⑪天平勝宝二年（七五〇）正月、但馬国守、従五位下、勲十二等と見ゆ。⑫天平勝宝三年（七五一）五月、壬生使主宇太麻呂、但馬守に任す。⑬天平宝字元年（七五七）十二月、養老二年の律令刪定の功による功田四町は、下功田として子孫に伝えしめられた。この時も従五位下だ。こうしてみると、陽胡史真身は、分けても法律関係の策定に従事した経歴が、高く評価されている人だった。もともと陽胡氏は、隨煥帝の後、達率楊侯阿子王より出

たといわれ、帰化系の氏族であった。その頃に、帰化系氏族に特徴的な文化的資質が買われて、中央官人の末端に繰り入れられた人のようだ。彼が但馬守に任じたのは、天平十三年であった。天平九年の『但馬国正税帳』によると、この年、新任但馬国司大津連船人の名が見えるから、船人が一期四カ年間国司を勤めたあと、任命を受けたものだろう。国司の任期は、一応は四カ年がたてまえであるが、天平勝宝二年（七五〇）正月にも、なお但馬守、從五位下勲十二等と自署しているし、壬生使主宇太万侶が、但馬守に任じたのが、同年五月のことであるから、陽胡史真身は、二期の間、但馬国司を勤めていたわけだ。この法律専門家の但馬国司が、驚かせるような蓄財をしていたのだった。

真身と大仏铸造

さて、聖武天皇が奈良に大仏を作ろうとした時、国民の協力をよびかけ、高額の募財に応じた人々には、現在の位階にかかわりなく、代償に外從五位下に任じようといった。

この時大仏造営費として、高額の拠金をした人々の名前が判明している。『東大寺要録』『縁起章』に所収の『造寺校本知識記』によれば、大口献金者の名前が十人記せられ、自余の少財は録さずとある。陽胡史真身は、その中の六人目に顔を見せている。そしてこの天平二十年二月、外從五位上に任じられたばかりだのに、直ちに從五位下に昇進している。まさしく、この年に献金したればこそ、特別行政措置が適用されたわけだ。それどころか、翌天平勝宝元年には、四人の子息が、それぞれ一千貫宛を寄進し、外從八位下や從八位上の位階から、一足とびに外從五位下に昇進している。真身の一家は親と子、五人で五千貫文に上る寄進を行っている。恐らく真身の子が、実際にそれぞれ一千貫文づつ献金したのではなく、真身が、四人の子の

名義で献金したものだろう。つまり、陽胡史真身は、大仏造営費を献金するに当たり、真身自身一人の名前で、五千貫を拠出しないでこれを壱千貫文づつ五等分にして献金し、子息四人が一挙に、外従五位下に昇進しているのである。特に但馬国司である真身自身は、外従五位上に昇進するかしない中に、一ヵ月たらずの間に、大仏造営献金の功によつて、従五位下に昇叙している。

一人が五千貫、寄進しても、位は外従五位下がとまりなら、むしろ親子五人に分けて、銘々が外従五位下に昇進した方が、一門の賑わいになることは当然だ。このおもいつきは、真身が法律畠出身の国司だからこそ、思いついたものだろう。合法的な買官を、一門の繁栄に結びつけている。この昇叙は、真身のような地方官にとっては、官職上の大変化であり、真身自身の強い希望でもあつたろう。

従五位下という位

この頃、令制の位階を、氏姓の尊卑を理由に内位と外位とに分けていた。即ち五位以下に内外の区別をつけて、卑姓の者には外位を与えていた。つまり、中央の官人に与えるのが内位で、外位は、国司や郡司のような地方官に与えられていた。真身が従五位下に任じられたということは、内位に進んだということだ。入内して五位となると、位田・位禄・資人の支給をはじめとして、さまざまな貴族的特権を手にいれることが出来る。地方豪族や、中央下級官吏にとっては、あこがれの位階だった。また、真身の子が四人、一挙に外従五位下に進んだことは、この意味では五位であつても外位であるから、実質的には、父真身のような特権を手に入れたことにならないが、やがて入内への門口に一步近づいたことだった。この四人の兄弟は、四人とも外従五位下に昇つてゐる。とはいへ、帰化系の氏族が中央官

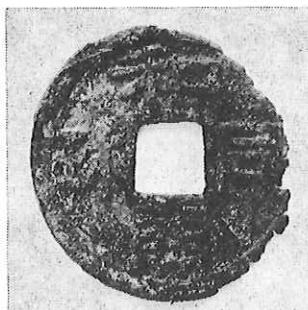


写真43 和同銭 (觀音寺出土)
(出石町 岡本久彦蔵)

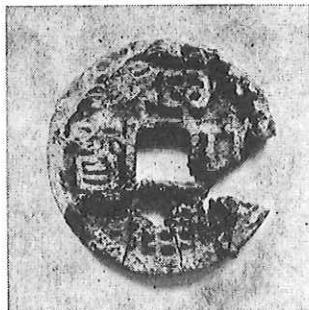


写真42 神功開宝銭 (久斗出土)
(日高東中学校蔵)

人の仲間に入るうとすれば、このように機会を見つけて、官位を金で買わねばならなかつた。

さて錢十貫文は、当時の貨幣——しかも日本最初に作られた貨幣——和同開珎銭にすれば一万枚のことだ。千貫文といえば、正に和同銭百万枚に相当するものだ。觀音寺の奥地から壺が見い出され、その中に和同銭が一枚入つていた。このころ十貫文の貨幣を貯めれば、位一階が昇叙していた。氣多郡の西部山岳地帯にも、蓄銭をなしうるような人がいたのだろう。また、久斗から出土した須恵器の壺の底には、ピッタリと二枚の貨幣がくつついていた。その一枚は、神功開宝と判断され、平安初期の貨幣だった。引き続き、氣多の平野部にも、錢貨が流通し、蓄財が行われている。それにしても但馬国司陽胡史真身一家五人が献金した総額五千貫文というものは、莫大な金額だ。またこの時の大口献金者は十一人で、凡て錢一千貫文だったから、但馬国司一家の五千貫という金額は、正に大口献金者の最右翼に列することとなる。

また、真身は、勲十二等にも叙せられている。勲等は、軍功によつて与えられるものだった。奈良時代の初めは、絶対王制を目指す動きがからんで、いくたびか政変があつた。真身は、もともと法律専門の文官烟

の出身者らしく見えるが、時には軍役にも驅り出された事だつたろうか。

さて、但馬国司一家は、地方官の給与だけでは、このような寄進が不可能と思われるような金額を調達している。何等かの抜け道がなければ、手にしえぬ金額だ。法律を拡大解釈したり、法律の盲点をついたり、逆用したりして、蓄財を果すのが、当時の国司のやり方だった。法律畠出身の真身にとつては、まさに法律とは、金をもうけさせて呉れるものだつたろう。

国司が開墾した土地

大化の革新によって、制度的には土地は凡て国有化し、私有地はなくなつた筈である。また、旧来の豪族だろうと、白頭の一農民だろうと、戸籍に基いて、同じように口分田を受けることになつてゐる。ただそれは原則だった。徐々にではあるが、農業が発達し、反当り収穫高が増加するにつれて、人口も増大化してくると、農民に支給する土地が不足してくる。国営の開墾をしたり、私的な開墾をすすめてみるが、いくら汗を流して農地を作り上げてみても私有にはならぬのだから、開墾意欲は燃え上らない。政府は農業政策の大変換を宣言する。結局は、開墾地を私有地として認めようといふのである。しかし開墾し占有する空閑地について制限があつた。五位の人なら百町歩、大領、小領のようないくつかの郡司は三十町歩である。

ところで、陽胡史真身が、但馬国司になつたのは天平十三年だし、その時はまだ外從五位下であつたから、百町歩の空閑地を有する訳には行かぬ立場だつたろう。それだから大仏開眼を機会として、敢えて一家五人、五千貫の献金を行い、内位たる從五位下を入れて、百町歩開墾の権利を手に入れようとしたのだ

つた。実際に五千貫文投資しても、引き合う話だった。法律畠の国司の打算だった。幸いに、真身は從五位下の位を手に入れたから、合法的に百町歩開墾は可能となっているが、そのもととなつた蓄財は、どのようにしてなされたかといえば、矢張り、法律に詳しいだけに、第四章第一節正税無実の項でふれる如く、盲点を逆用して作ったものだつたろう。さてこの時、五位の位を与えないで、但馬国司という地位を利用して、百町歩開墾を強引に行つたとしたらどうであろう。国司は、郡司たちが開墾に精力を注ぎ、制限面積三十町歩を超過した場合でも、これを規制する法律的根拠を失することとなる。だが実際には、このようない時に、国司と郡司との妥協が行われていたのではあるまいか。国司という一地方官が巨富を貯える一つの素地は、こんなところにもあつた。但馬国司の金脈は、このような農業政策面の効率化にかかわっていたのではなかろうか。

第四節 条里化された農地

広井地区と阡陌開拓

日高の地では、まず祢布ヶ森や水上の地で米作りが始まつていた。小集団による小規模の開拓が行われた結果だつた。この時の湿田の形は、確められてはいないが、恐らく地形に応じて、うねつた不規則なものだつたろうか。だがこの弥生時代には、既に方形にしきつた水田があらわれている場所もあつた。それが古墳時代に入ると、正方形の区画をもつようになる。それは大陸の帰化人の指導を受けて、農業地割の改善が行われ、灌漑設備が進歩して来て、文字通り、

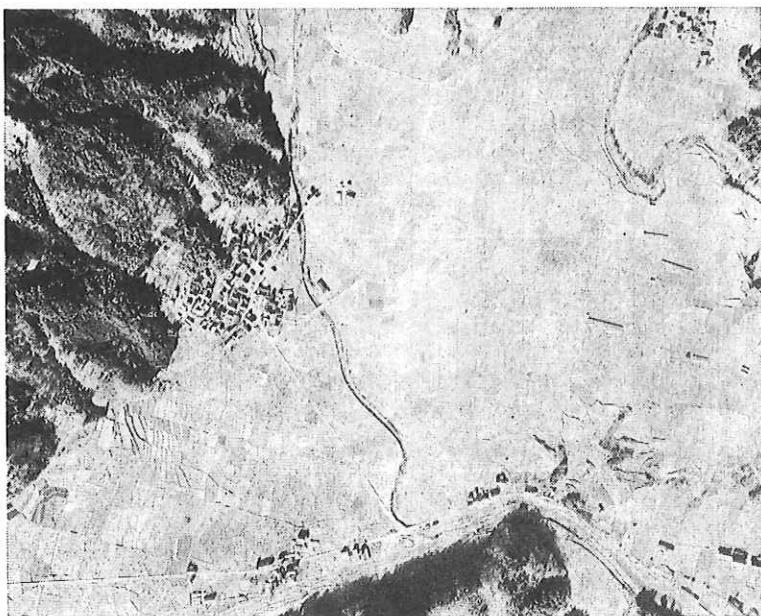


写真44 広井の条里遺構空中写真

正確に縦横に直交する道や水路で耕地を区切るもので、阡陌開拓と言われる地割法だ。用水面の効果が顕著な土地整備であつた。

阡陌開拓は、兵庫県でも大阪湾に面した地域では、大々的に採用されていた。但馬では介されていない。三方地区広井で、この阡陌開拓が行われていたのではなかろうかと考え、昭和五十年の初夏調査が行われた。

即ち、阿瀬川の狭谷が殿の附近で開けてくると、阿瀬川は流路を乱してくる。他方、田ノ口川も、いくたびか流路を屈曲させて、阿瀬川に合流し、その間に広大な扇状地域を形成してくる。この沖積緩斜地に施行された地割作業に、阡陌方式の遺構を見つけ出そうとしたのだが、阡陌開拓は確認はされなかつた。それでも、地形に応じてくねつていた耕

地を、地形の傾斜に合わせつつ短冊状につくられた長い形の耕地が、いくつも見つかって来た。

条里とは

このように、長方形状に道や溝によつて、土地を区画する開拓を経験すると、奈良時代に施行される条里制への移行が、大規模な手直しを行わないでも、容易に達成されることになる。

条里制という土地区画は、矢張り土地を正方形に区切るもので、三百六十六歩一六五五メートル一四方の大区画を「里」と呼び、之を帶状に列ねたものを「条」と呼んでいた。更に「里」は之を縦横に六等分して、三十六の中区画の正方形を作り、之を「坪」と呼び、これに一から三十六までの数詞を附している。

さて、この坪は、更に十等分され、「反」と呼ばれているが、これには数詞が附していない。坪を十分割るのは、二つの分け方がある。一つは、坪を短冊形に十等分するやり方で長地型といふ。二つは短冊型に五等分したものを更に直交する線で二等分する方法で、半折型といふ。長地型は、一边が長辺をなしているので、牛馬耕に適した区画であり、半折型は、土地造成が容易な形状だと言われている。長地型の方が型式として古い

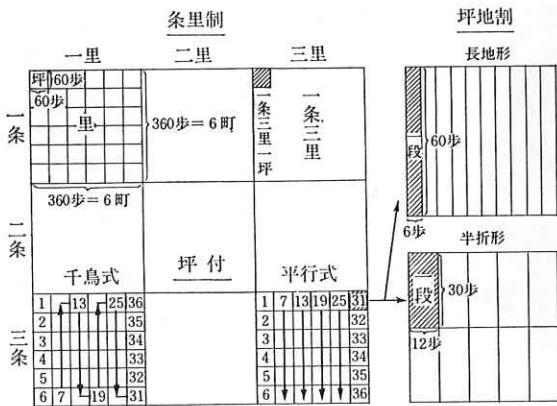


図26 条里模式図（『精説日本史』より）

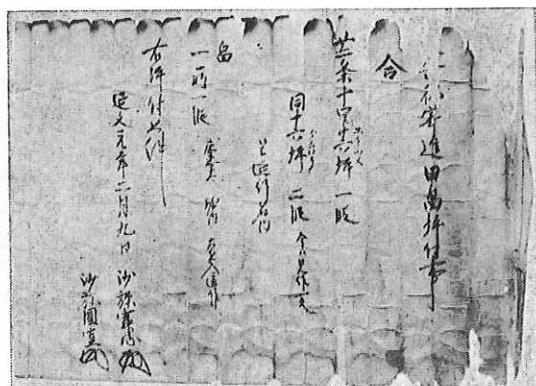


写真45 沙弥寂心円空寄進田畠坪付注文（大岡寺文書）

やり方らしい。日高町では長地型地割が広く分布していて、半折型は殆んどない。この意味で、日高町の平野部の土地区画の基本形態は、大体、奈良時代に入るまでに形成されていたものだろう。

また、条里開拓が行われた時、その方向は地磁気偏角に基いて測定したものだらうと仮定し、条里の方向を地磁気の永年変化と照合して見ようとする考え方もある。この方法によると、日高町の場合は、豊岡・出石・浜坂・村岡・竹田の条里と同じく、時代はうんと遡つて、四世紀頃ではなかつたかという。恐らく阡陌開拓が基盤にあつたかも知れないが、長地型地割といい、日高町の地域は、国府が設置されるまえに既に、土地の区画整理が行われていた地域のようだ。

条・里及び坪付称呼

日高町では、この条里区画が顕著に残つてゐる。平野、広闊地の殆んど全域にわかつていて、却つて条里遺構が見つからぬ地域の方が少い状態だ。

また、土地に残された条里区画の外に、文書の上でも、その存在が知られる。大岡寺所蔵文書によると、「廿二条十里六坪ホイツメ」、「廿二条十里十六坪クムハラ」とか「二十二条十里十六坪ホイツメ」「同十六坪

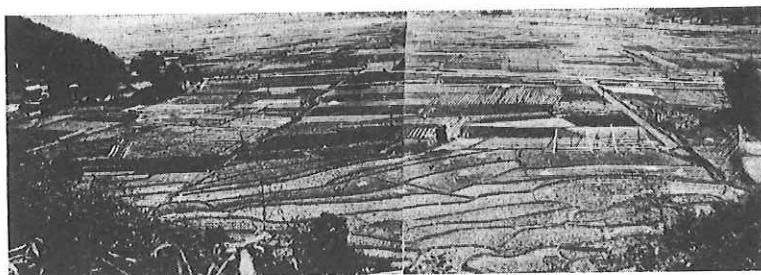


写真46 水上附近の条里遺構

「クムハラ」とも記してある。クムハラは今の大瀧地区神鍋（太田）の訓原のことであろう。この地が、二十二条十里の中の十六坪に当っているが、ホイツメは現在その名前の小字がない上に、六坪とも十六坪とも書かれているので、なおまたその場所を比定することは困難だ。

他方、坪のつく地名も後述する如くいくつか拾える。その中で、数詞に近い発音を有するものと見られるものは、日高地区の水上の「桃ヶ坪」で、一見トウが坪—十ヶ坪と考えてもよさそうだが、実はこの奈良時代、数字の読み方は、十をジユウと発音しトウとは読んでいなかつたので、これは「十坪」の転化とするわけにはいかない。

さて、当時の条里や坪付の称呼には、地域ごとに一定の基準が立てられていたようだ。しかし、円山川水系、わけても日高町の、つまり氣多郡地域では、この条里や坪の称呼は見出されていない。山本から松岡へかけての東西線を、「八丁路」といっている。土地の人の説明によると、その距離が八丁だから「八丁路」というのだという。しかし、「条」を「チヨウ」とも発音しているから、ハツチヨウは八条かも知れない。

普通、条里は郡毎に計画され、郡の境界では、条里の方向が多少ずれるのが普通である。出石郡と城崎郡とを含めた円山川下流域の広い地域では、統



図27 国府地区の条里遺構字図

一的な計画によつて条里が設計されたらしく見え、五条、八条の称呼が残り、東から西へ向けて数えていつている。しかし、里については何一つ分つていない。

氣多郡の場合、「八丁路」を八条と仮定し、豊岡盆地の称呼と同じく、東から西へ数え來つたものとすると一条は豊岡市の中郷附近という事になる。丁度、氣多郡と出石郡との境界附近に当る。また養父郡には十七条という条の名前が残っているから、氣多郡には氣多郡の独自の条里の称呼があつたことだろう。大岡寺文書に出てくる二十二条は、一応清瀧地区の神鍋（太田）と推定されるが、「八丁路」を八条と仮定し、南から北へと数えて行つても、うまく合致しないが、それかといつて、氣多郡西部地区は、また、別の所に条里称呼の起点があるようにもみえない。

日高町の条里遺構

条里は、正確に南北を示し、これに東西線が直交していたものではなかった。図を見ると気づく如く、地割の方向が場所によつて異つてゐる所がある。これは農地が實際に置かれてゐる自然的条件による制約、例えば、土地の傾斜の方向が、場所によつて異なるため、また用水路の方向が、場所によつて異なるためなど、用水路とのかね合いから、異つた地割が採用されている場合、或は設定時期が異つたりした上、土木技術が未熟だつたりしたためである。しかし、なんといつても、最も決定的な要因は、条里区画開拓に当つて、それぞれ、中心となる地域が求められたためである。この事は、また、それぞれの中心となる地域には有力者が存在してゐたと見ていいだろう。それで、大づかみにみると、①三方地区、②久斗から夏栗をへて道場に至る地区、③松岡から鶴岡、日置をへて江原に行く地区、④国府地区の四地区が設定されるだろう。これはまた、群集墳の景況に応じるものだった。

条里と氣多郡界

条里と氣多郡界

ある意味では、氣多郡というのは、氣多神社を奉ずる集団の勢力圏を、行政的に確認したものだつた。つまり、円山川本流水系と、その支流稻葉川水系の合流点附近に生長した勢力の拡大圏が氣多郡ということだ。だから氣多郡の中心地点は、このように一応推定が可能だとして、その周辺部に至つては、実の所、春宵の臘月の如く、はつきりしない。奈良の律令政府が五十戸をもつて一郷となし、この郷をいくつか集めて郡を作つたが、この時、郡境は山間部にあつては、自然的条件に大きく作用されて、分水嶺的な性格をもつ山の尾根が、その境線に策定されたであろうが、平野部では条里開拓を利用して、線状境界を採用したようみえる。

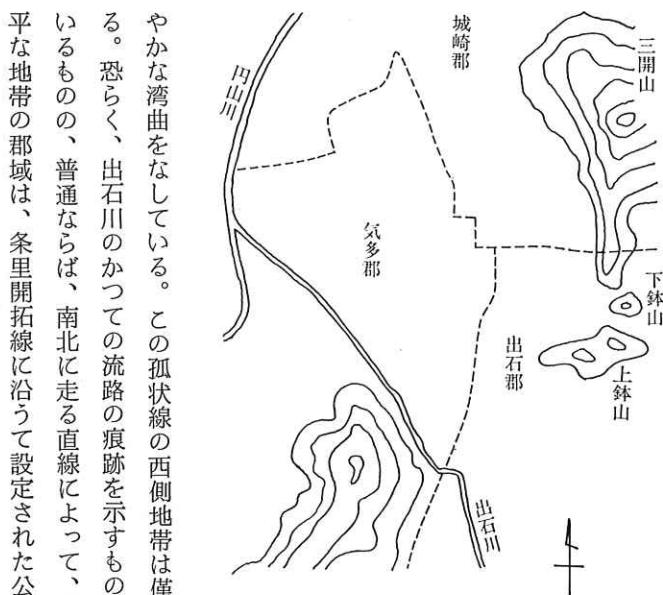


図28 気多・城崎・出石三郡接境図

気多郡の東端は加陽郷だ。且つ、加陽郷は北東では城崎郡の郡域と接し、南東では出石郡に接している。つまり、加陽郷の東端は、気多・出石・城崎の三郡の接境地帯だ。この地域の大字の区画を図示してみると、上図の如くだ。

城崎郡と出石郡との境は、綺麗な一直線状をなしている。もとは城崎郡新田村と出石郡神美村との村境でもあった。城崎郡、出石郡気多郡の三境域が集まっている場所は、小部分の鋸歯状の鋭い区画がある外、北方の城崎郡と気多郡の境及び、南方の出石郡と気多郡との境は、緩やかな湾曲をなしている。この孤状線の西側地帯は僅かの高地状をなし、その間は農業用水路が走っている。恐らく、出石川のかつての流路の痕跡を示すものであろう。従つて、自然的条件が、境界を設定してはあるものの、普通ならば、南北に走る直線によって、郡域が分れてもよい地域だった。こうしてみると、低平な地帯の郡域は、条里開拓線に沿うて設定された公算が多い。

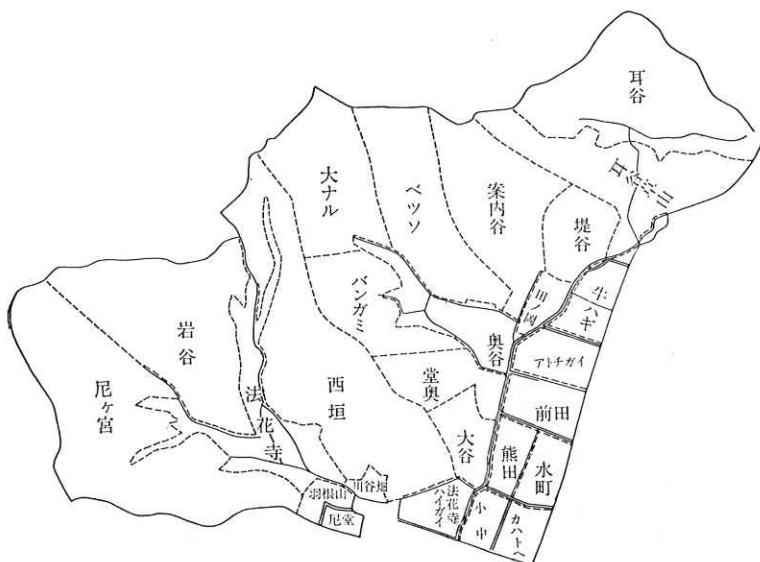


図29 山本村字限図

条里と村界 郡は、その中に含む戸数によつて、大、上、中、下、小の五段階に区別されている。気多郡は、八郷から成立している。このころ、但馬では一郷の人口が千六百二十人と推定されているから、気多郡の人口は、約一万三千人だ。この中、日高町の町域に関係する郷数は七郷で、人口は、約一万二千人弱というところで、現在の日高町人口の約六割というところだ。それにしても、郡の規模としては、大きい方に属している。

さて、戸数を五十集めて一つの郷を人為的に設定しようとすると、従来から存在していた地域的なムラをいくつか寄せ集めたり、或は分割しなければ出来ないことだった。実際は一ヶ乃至、数ヶのむかしからのムラを寄せ集めて作つたらしい。では、このような自然村落は、条里の中などのように割り込められていたことだろうか。郡境

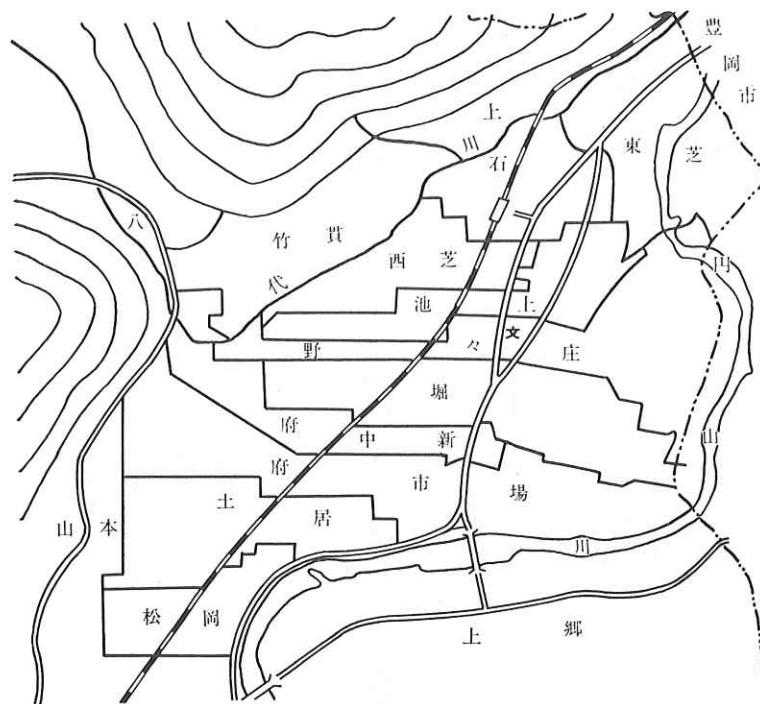


図30 条里と村境図(国府地区)

が条里線によって決定されていたように、この自然村落の境界も、条里線によって区切られていたものらしい。図29は、日高地区の山本の境界図である。見事に、村の境界は一直線に設定されている。このような村の境界は、条里開拓が行われた時、人口が少くて、奈良の政府が策定した法令通りに村作りを行うことが難しかったために、ゆとりをもって、村落が設定された例である。水上の地は、早く開けながら、古墳時代のはじめ山崩れによって一時、開拓が中止された景況に応じるものだろうか。

これに対して、国府地区の大字の境界を見てみよう。ここにはアメリカ合衆国の地図を見るように直線と、直角

に折れ曲った角をなした村界がみられる。この折れ曲った一角にも相当する地域は、実は、条里の中単位である坪が、各々別々に村界として利用されている。これは村々が早く出来て、人口も多く、郷制を施行するに当って、かなり古い村域が踏襲され、その細部調整に当って、条里を利用したため、大ざっぱに、直線状に村域を設定するわけには行かなかつた様子を示している。人口の集中が著しいところでは、条里によつて、このようにある程度のムラの沿革が採り出される面もある。さて、この日高町では、実際にどのような形で条里が施行されたのだつたろう。各地区について概説してみよう。

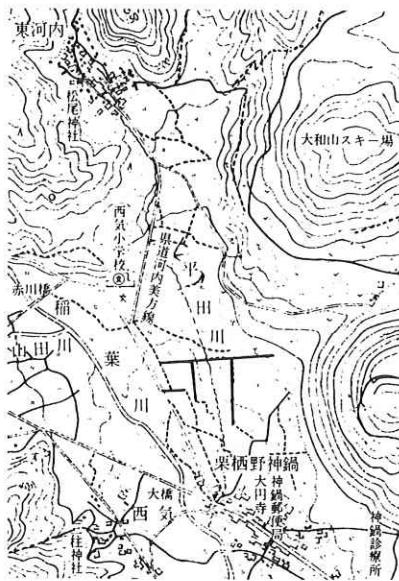


図31 西気地区的条里図

西気地区的条里

稻葉と水口にかけて「中ノ坪」

が、東河内にも「中ノ坪」が見えるから、この地域にも条里が施行されていたのかも知れない。しかし、顯著な条里遺構が検出されない。一応条里遺構と思われるものを図示してみたが、推測に留まる。稻葉川に山田川や平田川が合流する部分に、条里遺構が存在してもいいのだが、山田川の氾濫原にあたり、潰れてしまつたのかも知れない。

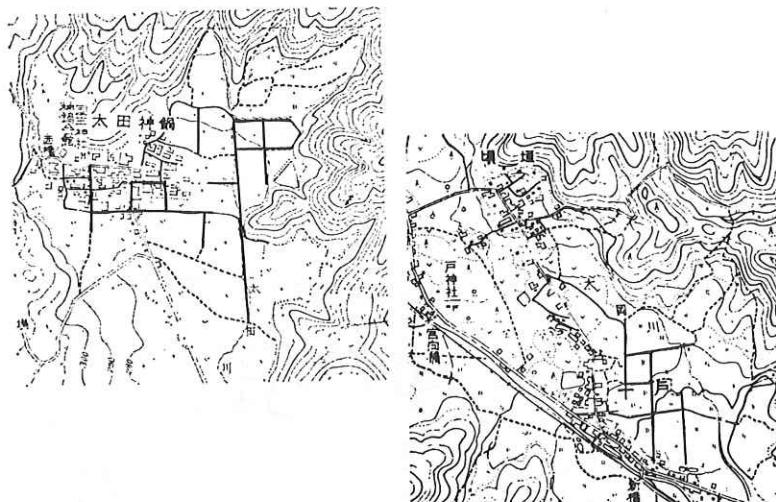


図32 清滝地区の条里図

清滝地区の条里 坪名が見い出されるのは、神鍋だけだ。「梅ヶ坪」、「下坪」、「向下坪」、「小城ヶ坪」がある。数詞がつくものに「四つ辻」もある。「訓原」は、既にふれた如く、大岡寺文書に、二十二条十里六坪と見える所だが、ここには現今、坪付称呼は残っていない。条里遺構が見られるのは十戸と神鍋のみだ。

三方地区の条里

坪名は、佐田に「柳ヶ坪」、「荒田ヶ坪」、「下坪」、「京坪」が、森山に「大坪」が、伊府に「坪内」が、栗山に「一丁坪」が、広井に「貝ヶ坪」があり、また条里と関係あるらしい名前が、觀音寺に「中筋」としてある。条里遺構が残っているのは、広井から荒川への平原で、典型的なものだ。森山から佐田へかけての平原と、伊府から久田谷へかけても痕跡らしいものはある。庄境にも頗るに残っている。小花橋や福良寺橋をへて猪子垣橋に

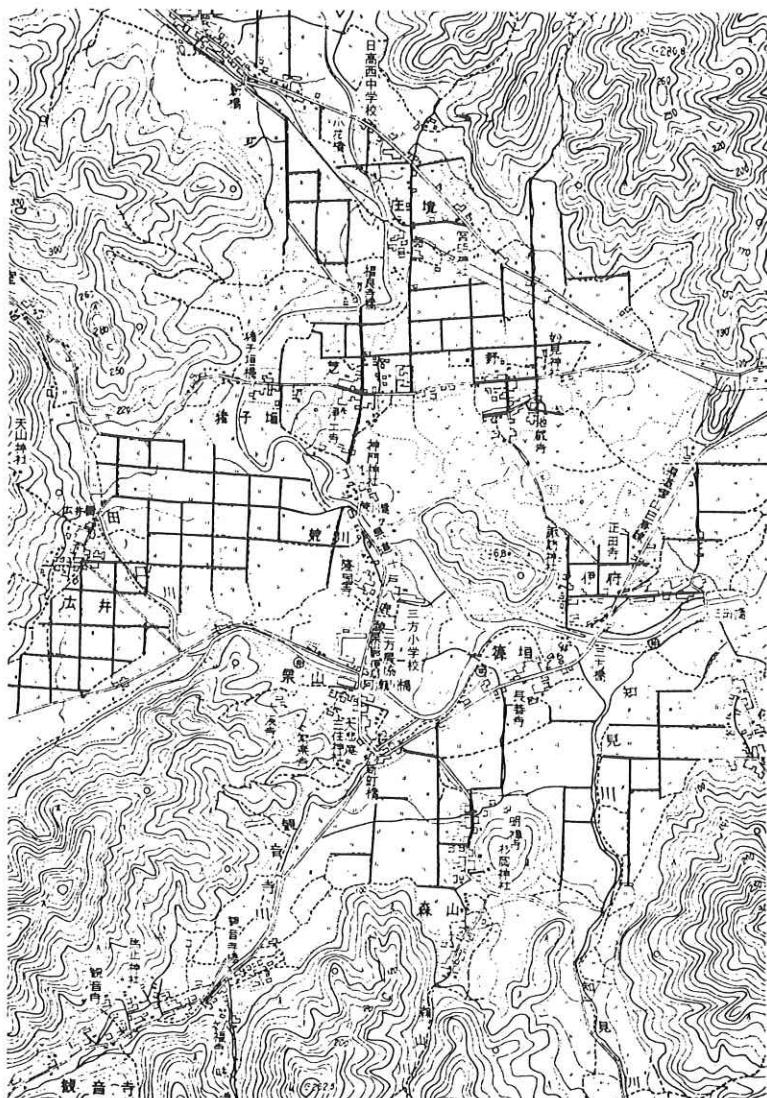


図33 三方地区の条里図

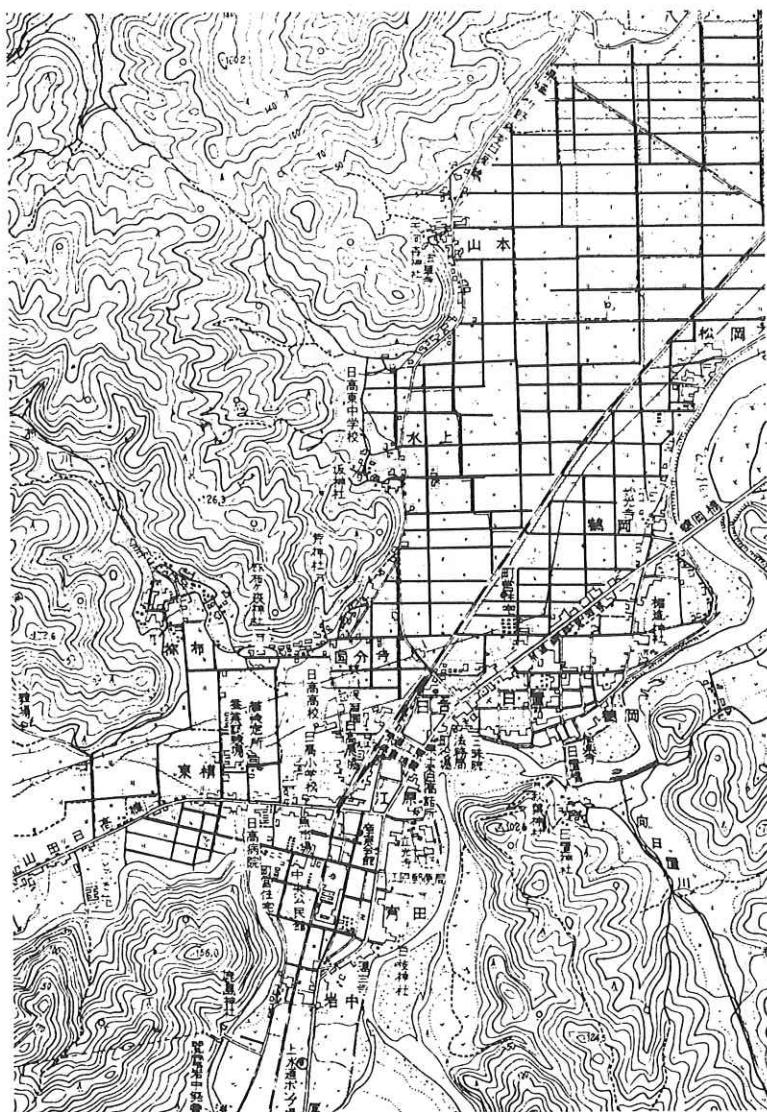


図34 日高地区の条里図 (1)



図35 日高地区の条里図 (2)

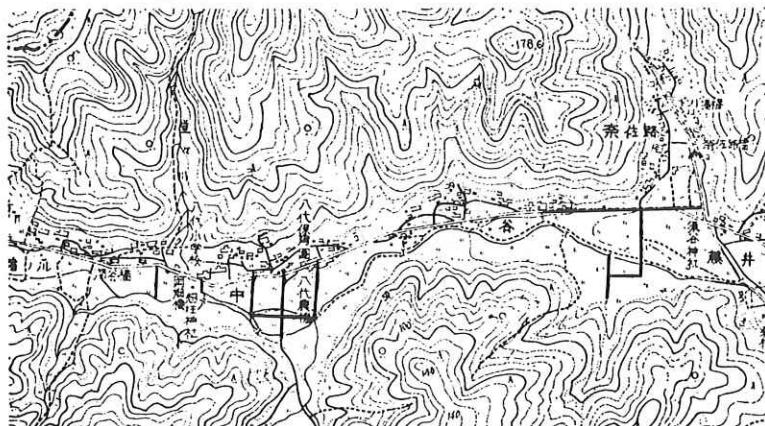


図36 八代地区の条里図



図37 国府地区の条里図

わたる間は、氾濫原だつたらしく条里は大いに乱れているが、施行当時には庄境から広井にかけては、共通の線引が行われていたようだ。

日高地区の条里

坪名は、岩中に「中坪」、「下坪」、久田谷に「糖坪」、祢布に「石ヶ坪」、国分寺に「下中坪」、「中坪」、「上中坪」、「千田ヶ坪」、水上に「桃ヶ坪」、浅倉に「龍ヶ坪」がある外、既にふれたように国分寺から鶴岡にわたる間の「八丁路」は八条の転化かも知れない。

条里遺構は、久田谷から東にかけて、いたる所に検出される。しかも宵田、岩中の条里の方向が異っている。

国府・八代地区の条里

坪名は国府地区では松岡に「大坪」、「森ヶ坪」、上郷に「榎ヶ坪」、「大坪」がある。

この地域こそ、典型的に条里が残っているが、円山川左岸部あたりで、条里の方向が著しく異っているのは、円山川の氾濫で荒された地域であつたからだ。

八代地区には、中に「大坪」の坪名が残っているが、条里線を辿ることが困難だ。